

第 4 回 定 期 総 会 議 事 録	
1、日 時	平成 29 年 10 月 30 日 (月)
2、場 所	中津市役所 3 階 大会議室
3、出席委員	1 番橋本(省)委員、2 番高倉委員、3 番坪根委員、4 番義経委員、5 番植山委員、6 番田畑委員、7 番中原委員、8 番石川委員、10 番小野委員、11 番田上委員、12 番百留委員、13 番玉麻委員、14 番長尾委員、15 番村上委員、最適化推進員 9 名
4、欠席委員	9 番田上委員
5、事務局	福永局長、片桐次長、梶原次長、高倉、成重、川上、高榎、梶原久
6、議 題	別紙議案書のとおり。
7、開 会	午前 9 時 30 分 開会を宣する。
8、署名委員	8 番石川委員、10 番小野委員
福永局長	資格の確認をさせていただきます。本日の出席委員は 15 名中 14 名の出席であります。 議長よろしくお願ひ致します。
中原穰治会長	おはようございます。 (会長あいさつ)
議 長	では議事録署名委員ですが、議長一任でよろしいでしょうか。
全委員	(異議なし)
議 長	それでは、8 番石川委員、10 番小野委員にお願いします。
議案審議 議第 1 号	議第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知に関する件について
議 長	1 番、2 番の読み上げを事務局よりお願いします。
事務局(高倉)	それでは議題に入らせていただきます。 1 番、2 番 議案朗読
議 長	議第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定の 1 番、2 番について植山委員に調査報告をお願いします。

5 番 (植山)	報告します。1 番、2 番ともに貸人と借人双方に確認いたしました結果、合意解約であり問題等はないと思いますので、審議の程お願い致します。
議 長	1 番、2 番について植山委員の調査報告のとおりです。ご異議ありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので、議第 1 号の 1 番、2 番は許可と致します。続きまして 3 番について事務局お願いします。
事務局(高倉)	3 番議案朗読
議 長	3 番について田畑委員に調査報告をお願いします。
6 番田畑委員	貸人と借人双方に確認いたしました結果、合意解約であり問題等はないと思いますので、審議の程お願い致します。
議 長	3 番について、田畑委員の調査報告のとおりですが、ご異議ありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので、議第 1 号の 3 番は許可と致します。続きまして 4 番、5 番、6 番について事務局お願いします。
事務局(川上)	4 番、5 番、6 番議案朗読
議 長	4 番、5 番、6 番について門脇委員に調査報告をお願いします。
11 番門脇委員	4 番、5 番、6 番を一括して報告させていただきます。貸人と借人双方に確認いたしました結果、合意解約であり問題等はないと思いますので、審議の程お願い致します。

議 長	4 番、5 番、6 番について、門協委員の調査報告のとおりですが、ご異議ありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので、議第 1 号の 4 番、5 番、6 番は許可と致します。続きまして 7 番について事務局お願いします。
事務局(高倉)	7 番議案朗読
議 長	7 番について橋本委員に調査報告をお願いします。
1 番橋本委員	貸人と借人双方に確認いたしました結果、合意解約で間違いありません。また解約後は 5 条申請であり、議第 7 号の時に説明致します。審議の程お願い致します。
議 長	7 番について、橋本委員の調査報告のとおりですが、ご異議ありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので、議第 1 号の 7 番は許可と致します。
議案審議 議第 2 号	議第 2 号 農地所有適格法人に係る要件適格届に関する件について
議 長	議第 2 号農地所有適格法人に係る要件適格届に関する件について事務局お願いします。
事務局(片桐)	議案朗読 会社の登記簿謄本の写しを頂いておりますので別紙にて確認をお願いいたします。
議 長	事務局より議案説明がありましたが、第 2 号に関する質疑等はありませんか。

全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので、議第 2 号は許可と致します
議案審議 議第 3 号 議 長	議第 3 号 空き家バンク付随農地について 議第 3 号 空き家バンク付随農地について事務局お願いします。
事務局(片桐)	1 番議案朗読
議 長	事務局より議案説明がありましたが、第 3 号 1 番に関する質疑等はありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので、議第 3 号は許可と致します。
議案審議 議第 4 号 議 長	議第 4 号 農用地利用集積計画 (案) についての説明を農政振興課担当者、お願いします。
農政振興(藤中)	平成 29 年 (10 月分) 農用地利用集積計画 (案) について説明。
議 長	只今説明のありました平成 29 年 (10 月分) 農用地利用集積計画 (案) について農政振興課の方から説明がありました。皆様、ご意見ございませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので、議第 3 号平成 29 年 (10 月分) 農用地利用集積計画 (案) について承認と致します。

議案審議		
議第 5 号		議第 5 号
議 長		農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に関する件について事務局は報告をお願いします。
事務局（高倉）		1 番、2 番を朗読
議 長		議第 5 号 1 番、2 番についての調査報告を植山委員をお願いします。
5 番（植山）		（1 番、2 番の現地について説明） 譲受人が同名で土地が隣接している為、一括して報告します。譲受人は農地取得要件を満たしており、隣接農地の承諾、境界確認もされていますので何ら問題はないと思われます。審議お願い致します。
議 長		議第 5 号 1 番、2 番については、植山委員の調査報告のとおりですが、質疑等はありませんか。
全委員		（異議なし）
議 長		ご異議ありませんので議第 5 号 1 番、2 番は許可と致します。続きまして 3 番、4 番を事務局。
事務局（高倉）		3 番、4 番を朗読
議 長		議第 5 号 3 番、4 番についての調査報告を田畑委員をお願いします。
6 番（田畑）		（3 番、4 番の現地について説明） 譲受人は農地取得要件を満たしており、問題はないかと思われます。審議お願い致します。
議 長		議第 5 号 3 番、4 番については、田畑委員の調査報告のとおりですが質疑等はありませんか。
全委員		（異議なし）
議 長		ご異議ありませんので議第 5 号 3 番、4 番は許可と致します。続きまして 5 番を事務局。

事務局（高榎）	5 番を朗読
議 長	議第 5 号 5 番についての調査報告を百留委員にお願いします。
12 番（百留）	（5 番の現地について説明） 農地は半分が畑でもう半分が果樹です。譲受人は農地取得要件を満たしており問題ないと思われます。審議をお願いします。
議 長	議第 5 号 5 番については、百留委員の調査報告のとおりですが質疑等はありませんか。
全委員	（異議なし）
議 長	ご異議ありませんので議第 5 号 5 番は許可と致します。続きまして 6 番を事務局。
事務局（梶原久）	6 番を朗読
議 長	議第 5 号 6 番についての調査報告を長尾委員にお願いします。
14 番（長尾）	（6 番の現地について説明） 譲受人は農地取得要件を満たしており、問題はないかと思われます。審議お願い致します。
議 長	議第 5 号 6 番については、長尾委員の調査報告のとおりですが質疑等はありませんか。
全委員	（異議なし）
議 長	ご異議ありませんので議第 5 号 6 番は許可と致します。

<p>議案審議 議第 6 号 議 長</p>	<p>農地法 4 条第 1 項の規定による許可申請に関する件について 農地法 4 条第 1 項の規定による許可申請に関する件について議題 6 号 1 番に入る前に会議規則第 10 条の議事参与の制限に抵触しますので橋本 (省)委員は一時退室をお願いします。 では事務局お願いします。</p>
<p>事務局 (片桐) 議 長</p>	<p>1 番を朗読 議第 6 号 1 番についての調査報告を宮瀬推進委員をお願いします。</p>
<p>宮瀬推進委員</p>	<p>(1 番現地について説明) 農業委員 4 名、最適化推進委員 3 名で現地の調査をしました。転用目的 的は貸資材置場用地です。現地は何ら問題ありませんでした。審議お願い いたします。</p>
<p>議 長 全委員</p>	<p>議第 6 号 1 番については、宮瀬推進委員の報告通りですが、ご異議ござ いませんか。 (異議なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>ご異議ありませんので、議第 6 号 1 番は許可相当とし、県に進達致し ます。では橋本(省)委員は入室してください。</p>
<p>議案審議 議第 7 号 議 長</p>	<p>議第 7 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に関する件について。 1 番、2 番事務局</p>
<p>事務局(片桐) 議 長</p>	<p>1 番、2 番を朗読。 1 番、2 番についての調査報告を国分推進委員をお願いします。</p>

国分推進委員	(1 番現地について説明) 転用目的は二階建ての賃貸共同住宅用地であり、家庭排水は公共下水道に、雨水は隣接する水路に流します。問題ないものと思われます。 (2 番現地について説明) 転用目的は一般住宅用地であります。排水についてですが、家庭排水は公共下水道、雨水排水は隣接する水路へ放流となっており問題ないと思え有れます。以上審議をお願いします。
議 長	議第 7 号 1 番、2 番については、国分推進委員の調査報告のとおりですが、ご異議はありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので、議第 6 号 1 番、2 番は許可相当とし、県に進達致します。では次に 3 番を事務局。
事務局 (片桐)	3 番を朗読
議 長	3 番についての調査報告を前田推進委員にお願いします。
前田推進委員	(3 番現地説明) 転用目的は賃貸共同住宅であります。排水についてですが、生活排水は公共下水道へ、雨水排水は道路側溝へ放流となっております。境界の確認等もできており、周辺農地につきましても問題と思われるので、審議をお願いします。
議 長	議第 7 号 3 番については、前田推進委員の調査報告のとおりですが、ご異議はありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので、議第 7 号 3 番は許可相当とし、県に進達致します。では次に 4 番、5 番、6 番を事務局。

事務局（片桐）	4番、5番、6番を朗読
議 長	4番、5番、6番についての調査報告を橋本勅推進委員にお願いします。
橋本勅推進委員	（4番、5番、6番の現地について説明） 転用目的は宅地分譲用地と進入路用地であります。下水は公共下水で雨水排水は道路側溝に流します。何ら問題ありません。審議お願い致します。
議 長	議第7号4番、5番、6番については、橋本勅推進委員の調査報告のとおりですが、ご異議はありませんか。
全委員	（異議なし）
議 長	ご異議ありませんので、議第7号4番、5番、6番は許可相当とし、県に進達致します。次に7番に行く前に橋本委員は会議規則第10条の議事参与の制限に抵触しますので一時退室をお願いします。 では事務局をお願いします。
事務局(片桐)	7番を朗読
議 長	議第7号7番についての調査報告を前田推進委員にお願いします。
前田推進委員	（7番現地について説明） 申請目的は宅地分譲用地です。下水は公共下水に、雨水は申請地内に側溝を入れて、東西に水路がありますのでそちらに流しこみます。周辺の農地に影響はありません。審議お願いします。
議 長	議第7号7番については、前田推進委員の調査報告のとおりですが、ご異議はありませんか。
全委員	（異議なし）
議 長	ご異議ありませんので、議第7号7番は許可相当とし、県に進達致します。では橋本委員は入室してください。次に8番を事務局をお願いします。

事務局（片桐）	8 番朗読
議 長	議第 7 号 8 番についての調査報告を高倉委員にお願いします。
8 番（高倉）	（8 番現地について説明） 転用目的は一般住宅用地です。境界の確認等もできており問題ありません。また、周辺農地への影響もないものと思われま。審議のほどお願い致します。
議 長	議第 7 号 8 番について高倉委員の調査報告のとおりですが、ご意見等はありませんか。
全委員	（異議なし）
議 長	ご異議ありませんので、議第 7 号 8 番を許可相当とし、県に進達致します。次では事務局 9 番をおねがいします。
事務局（片桐）	9 番を朗読
議 長	議題 7 号 9 番についての調査報告を坪根委員にお願いします。
3 番（坪根）	（9 番について説明） 9 番の申請目的は賃貸共同住宅用地であります。上下水は 50m くらい離れた市道の側溝に流し、雨水排水は道路側溝に流します。境界の立会も済んでおります。何ら問題ありません。審議のほどお願い致します。
議 長	議第 7 号 9 番については、坪根委員の調査報告のとおりですが、ご異議はありませんか。
全委員	（異議なし）
議 長	ご異議ありませんので、議 7 号 9 番は許可相当とし、県に進達致します。続いて 10 番を事務局お願いします。
事務局（片桐）	10 番を朗読

議 長	議第 7 号 10 番についての調査報告を義経委員にお願いします。
4 番 (義経)	(10 番の現地について説明) 転用目的は一般住宅用地となっております。生活排水は合併浄化槽から大井出の水路に放流します。近隣農地に迷惑等はかけないので問題はないかと思われます。審議お願い致します。
議 長	議第 7 号 10 番については、義経委員の調査報告のとおりですが、ご異議はありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので、議第 7 号 10 番は許可相当とし、県に進達致します。11 番、12 番、13 番について事務局。
事務局(片桐)	11 番、12 番、13 番を朗読
議 長	議第 7 号 11 番、12 番、13 番についての調査報告を田畑委員にお願いします。
6 番(田畑)	(11 番の現地について説明) 申請目的は資材置場用地です。排水は水路を使って集積柵に集め汲みあげるとの事です。 (12 番の現地について説明) 申請目的は宅地分譲用地です。排水は新たに側溝をいれてその側溝を使います。 (13 番の現地について説明) 申請目的は駐車場用地です。雨水、排水は問題ありません。隣地境界等も問題ありませんでした。
議 長	議第 7 号 11 番、12 番、13 番については田畑委員の調査報告のとおりですが、ご異議はありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので、議第 7 号 11 番、12 番、13 番は許可相当とし、

	県に進達致します。14番について事務局お願いします
事務局（成重）	14番を朗読
議 長	議第7号14番についての調査報告を島津推進委員にお願いします。
島津推進委員	（14番の現地について説明） 申請目的は一般住宅用地です。境界ははっきりしており、生活排水は合併浄化槽で処理し、雨水は側溝に流すため周辺農地への影響は問題ないかと思われます。審議のほどよろしくおねがいします。
議 長	議第7号14番については、島津推進委員の調査報告のとおりですが、ご異議はありませんか。
全委員	（異議なし）
議 長	ご異議ありませんので、議第7号14番は許可相当とし、県に進達致します。15番について事務局。
事務局（成重）	15番を朗読
議 長	議第7号15番についての調査報告を石川委員にお願いします。
15番（石川）	（15番の現地について説明） 申請目的は資材置場及び駐車場用地です。境界ははっきりしており、雨水は新設のU字側溝を配置し道路側溝までながします。周辺農地への影響はないと思われます。以上報告致します。
議 長	議第7号15番については、石川委員の調査報告のとおりですが、ご異議はありませんか。
全委員	（異議なし）
議 長	ご異議ありませんので、議第7号15番には許可相当とし、県に進達致します。

<p>議案審議 議第 8 号 議 長</p>	<p>議第 8 号 非農地証明願に関する件について。1 番から 9 番を事務局</p>
<p>事務局（成重、 川上、高榎、梶 原久）</p>	<p>1 番から 9 番を朗読</p>
<p>議 長</p>	<p>議第 8 号 1 番から 9 番について事務局の報告のとおりですが、ご異議 はありませんか。</p>
<p>今井推進委員</p>	<p>墓地は個人で建てる事ができないはずですよ。それを農業委員会は 許可をするのでしょうか。</p>
<p>事務局（片桐）</p>	<p>この件は生活環境課と話をしております。生活環境課からこの土地の 地目が畑になっていて、農地性がないのでまずは非農地の証明をもらう。 その後生活環境課での手続きで墓地となるという話になっています。</p>
<p>議 長</p>	<p>かなり前からなっている場合は事務局が言った手続きが必要だという ことです。</p>
<p>今井推進委員</p>	<p>それでは今後もこのようなケースの時は個人所有でも墓地として出せ るという事ですか。</p>
<p>事務局（片桐）</p>	<p>農業委員会は墓地を許可しているわけではありません。農地ではない という証明です。そして生活環境課が許可を出すという事でもありませ ん。生活環境課の管轄ですので生活環境課が間に入って、農業委員会が 農地でないという事で非農地の証明を出します。その後、生活環境課が 保健所だと話し合いをするという</p>
<p>今井推進委員</p>	<p>ではこの土地は地目何になるのでしょうか。</p>
<p>議 長</p>	<p>墓地です。</p>
<p>橋本推進委員</p>	<p>墓地条例みたいなものはいつ出来たのでしょうか。</p>

事務局(梶原隆)	墓地条例でなく墓地埋葬法という法律がありまして、これが昭和 23 年に制定されています。窓口は生活環境課になります。墓地埋葬法は農地法より上位法ですので、非農地だから墓地とはなりません。今回に関しましては墓地と認定した中の一部という事です。
2 番(高倉)	それにも関係したことですが、5 番の現況が畑になっているところに非農地証明する事が理解できない。もう一つは非農地証明を出したあとの地目の取り扱いについて申請書の中で明らかになるのかどうか。また 4 条申請と非農地証明の違いについて少しわかりにくいと思うので教えてほしい。
事務局(梶原隆)	非農地証明を出した後の取り扱いについてですが、申請に基づいてこちらが証明し、登記していただくという事になります。よって申請に対してここは農地ではないと証明する事務です。
2 番(高倉)	では申請者はどのような時に申請をしているのでしょうか。
事務局(梶原隆)	おそらく申請者が登記をするときに申請をしていると思われます。
13 番(玉麻)	6 番、7 番の場合は今のうちに申請人が地目変更をやっておかないと、お子さんに登記が畑のまま渡すことになりそうだから、申請人が非農地証明の手続きをしているとの事でした。
事務局(梶原隆)	登記が宅地で、現況変更する際には固定資産係と現地を確認しに行くこともあります。ですが、農業委員会との整合性をとるために非農地証明の手続きが必要な場合もあります。
2 番(高倉)	6 番案件ですが、これが 4 条申請でないのはなぜでしょうか。
事務局(梶原隆)	6 番は登記地目が畑になっており、これに関しては 40 年以上前に許可をもらわずに宅地化している。15 年以上経過しているものは時効によって非農地証明を出せるため非農地証明で対応しております。
2 番(高倉)	では 4 条、5 条で対応する場合もあるという事ですか。
事務局(梶原隆)	建て替えなどの際に 5 条などで対応することもあると思いますが、経

	<p>過をみて対応しております。</p>
<p>議 長</p>	<p>他にご異議等ありませんか。</p>
<p>全委員</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>ご異議ありませんので、議第 8 号非農地証明願に関する件について、1 番から 9 番を適当とし、証明を発行致します。</p>
<p>議案審議</p>	
<p>議第 9 号</p>	<p>議第 9 号</p>
<p>議 長</p>	<p>その他について事務局よりお願いします。</p>
<p>事務局 (福永)</p>	<p>1 : 第 5 回定期総会について 日時 平成 29 年 11 月 30 日 (木) 午前 9 時 30 分～ 場所 市役所 3 階 大会議室</p> <p>2 : 地区別セミナーについて 日時 平成 29 年 11 月 9 日 (木) 場所 宇佐市院内交流文化センター</p> <p>3 : 意見交換会開催について 日時 平成 29 年 11 月 16 日 (木) 午前 9 時 30 分～ 場所 市役所 3 階 大会議室</p>
<p>2 番 (高倉)</p>	<p>そしてもう一点、H29 年 7 月九州北部豪雨義援金を熊本県農業委員会組織から頂きました。目録をご確認ください。</p> <p>この義援金の取り扱いはどうされますか。</p>
<p>事務局 (福永)</p>	<p>取り扱いについては総務課と協議をしているところです。</p>

議 長	<p>それでは今回の総括を致します。</p> <p>議第 1 号農地法 18 条第 6 項に規定による通知に関する件について、 1 番から 7 番については許可と致します。</p> <p>議第 2 号農地所有適格法人に係る要件適格届に関する件について 承認致します。</p> <p>議第 3 号空き家バンク付随農地の承認について 1 番については承認致します。</p> <p>議第 4 号農用地利用集積計画（案）については全て承認と致します。</p> <p>議第 5 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に関する件について、 1 番から 6 番については許可と致します。</p> <p>議第 6 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に関する件について 1 番については許可相当として県に進達致します。</p> <p>議第 7 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に関する件について 1 番から 15 番については許可相当として県に進達致します。</p> <p>議第 8 号非農地証明願に関する件について 1 番から 9 番については適当とし証明いたします。</p> <p>以上を持ちまして、平成 29 年第 4 回定期総会を閉会します。 （終 午前 11 時 00 分）</p>
-----	---